

平成 26 年 2 月 21 日

松阪市議会

議長 中島 清晴 様

報告者 田中 祐治

視 察 報 告 書

今般、下記のとおり行政視察等を実施致しましたので、その内容等を報告します。

記

1. 視察の日程 平成 26 年 2 月 6 日(木)～2 月 8 日(土)

2. 参加者 あかつき会：田中祐治

真政クラブ：水谷晴夫、大久保陽一、大平 勇、山本芳敬、野呂一男
堀端 脩、植松泰之、坂口秀夫 以上 9 名

3. 視察先及び視察項目

2 月 6 日(木)

I. 厚生労働省 東京都千代田区永田町 2 丁目 2-1 衆議院第一議員会館 918 号室

1. 介護保険制度の制度改正について 13 時 00 分～13 時 40 分

2. 民生委員児童委員について 13 時 40 分～14 時 20 分

3. 生活保護制度の見直しと

新たな生活困窮者自立支援制度について 14 時 20 分～14 時 50 分

II. 国分株式会社表敬訪問

松阪市の現状と今後について意見交換 15 時 30 分～16 時 50 分

2 月 7 日(金)

III. 三井記念美術館表敬訪問 10 時 00 分～11 時 00 分

IV. 香取市視察

歴史的町並みを活用したまちづくりについて 14 時 30 分～17 時 00 分

2 月 8 日(土)

V. 印刷物博物館 10 時 00 分～12 時 00 分

I. 厚生労働省

1. 介護保険制度の制度改正について

(1) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための

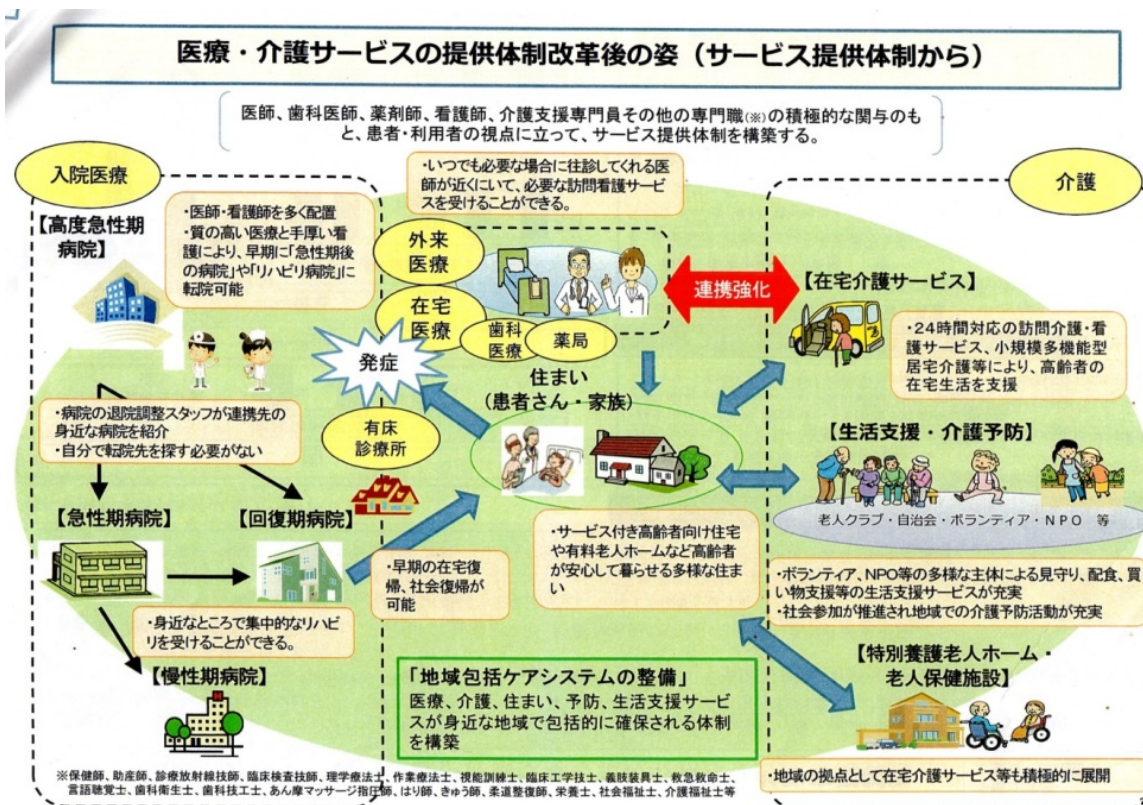
関係法律の整備などに関する法律案の概要（援護局地域福祉課）

1) 趣旨

持続可能な社会保障制度の確率を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について整備等を行う。

2) 概要

- ①新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）
- ②地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）
- ③地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）
- ④その他



（２）地域支援事業の見直し

１）地域支援事業の枠組みを活用し、地域支援事業の充実を行い市町村が中心となって総合的に地域づくりを推進。

①在宅医療・介護連携

地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会等と連携しつつ、取り組む（平成 30 年度には全ての市町村で実施し、小規模市町村では共同実施を可能とする）。

②認知症施策

地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の設置などに取り組む（平成 30 年度には全ての市町村で実施し、小規模市町村では共同実施を可能とする）。

また、地域包括支援センターの役割に応じた人員体制の強化とそのための財源確保を図る。さらに、センター間の役割分担・連携の強化、市町村の委託型センターに対するより具体的な委託方針の提示、センターの運営に対する評価・点検の取組の強化を図る。

③地域ケア会議

地域支援事業の包括的支援事業の一環として、地域ケア会議の実施を介護保険法に位置づけるとともに、介護支援専門員の協力や守秘義務の取扱い等について制度的な枠組みを設け、一層の推進を図る。

④生活支援・介護予防

市町村が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図ることが必要であり、高齢者等の担い手としての養成や、地域のニーズとのマッチングなどを行うコーディネーターの配置等について、地域支援事業の包括的支援事業に位置づけて取組を進める。

また、居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要であることから、介護予防事業を見直し、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実する。

２）予防給付の見直し（訪問介護、通所介護）

要支援者に対する介護予防給付（訪問介護・通所介護）については、市町村が地域

の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直す。

予防給付のうち、訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、多様な形態でのサービス提供の余地が少ないことから、市町村の事務負担も考慮して、引き続き予防給付によるサービス提供を継続する。

（２）生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加促進に向けた予防給付の見直し

１）見直しの背景・目的

要支援者は生活支援のニーズが高く、配食、見守り等の多様なニーズに応えるためには、介護サービス事業者以外にも、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人など、多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築や、高齢者が積極的に生活支援の担い手となって、支援が必要な高齢者を支える社会を実現することが求められている。

２）見直し案の内容

地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直す（市町村の円滑な移行期間を考慮して、平成 29 年 4 月までにはすべての市町村で実施し、平成 29 年度末にはすべて事業に移行する）。

３）見直しのイメージ

①訪問介護サービス

- ・既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護。
- ・NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援。
- ・住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援。

②通所型サービス

- ・既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護
- ・NPO、民間事業者等によるミニデイサービス
- ・コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場
- ・リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室

(3) 特別養護老人ホームの重点化

1) 見直し案

- ①特養については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化すべきであり、特養への入所を要介護 3 以上に限定。
- ②他方、要介護 1・2 の要介護者であっても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に、特養への入所を認める。

(4) 低所得者の一号保険料の軽減強化

消費税率の引上げに伴う低所得者対策強化等を踏まえ、基準額に乗ずる割合を更に引き下げ、その引き下げた分について、現行の給付費の 50% の公費負担に加えて、公費を投入。

1) 年金収入 80 万円以下 5 割軽減→ 7 割軽減に拡大

保険料の水準を決める所得区分のうち、現行で 5 割の軽減とされている第 1 段階・第 2 段階の高齢者について、負担の軽減割合を 7 割へと拡大。現行で 2.5 割の軽減とされている第 3 段階は 2 つに分け、収入に応じて 5 割と 3 割の軽減を新たに適用する。このほか、第 5 段階・第 6 段階も細分化するなど、負担能力に見合ったきめ細かい保険料を設定できるように所得区分を再編。

2) 市町村民税非課税世帯（65 歳以上の約 3 割）

介護保険の保険料は現在、6 つに分けられた所得区分に応じて設定されているが、住民税非課税の世帯を対象とする第 1 段階から第 3 段階について、既存の軽減割合の拡大に踏み切る。現行で 5 割軽減の第 1・第 2 段階は 7 割軽減とし、2.5 割軽減の第 3 段階は 5 割と 3 割に分けて負担を減らす。第 1 段階から第 3 段階の対象者は約 950 万人（2011 年度）で、65 歳以上の高齢者の 32% が軽減の対象となる。

3) 平成 27 年（第 6 期介護保険事業計画）から実施

第 1 段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者等
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下等
特例 第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下（保険者判断で認定可能）
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入 120 万円超等
特例 第 4 段階	本人が非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下（保険者判断で認定可能）

第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）
第5段階	市町村民税課税かつ基準所得金額 190 万円未満
第6段階	市町村民税課税かつ基準所得金額 190 万円以上

（5）一定以上の所得者の利用者負担の見直し

1）負担割合の引き上げ

高齢者世代内において負担の公平化を図っていくため、一定以上の所得のある者に2割の利用者負担を求める。

2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。

2）負担上限の引き上げ

高額介護サービス費の負担限度額については、2割負担となる者のうち、特に所得が高い、高齢者医療制度における現役並み所得に相当する所得がある者については、医療保険の現役並み所得者の多数該当と同じ水準である44,400円（月額上限を37,200円から44,400円）とする。

3）低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産を追加

預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外・世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外・給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案する。

（6）補足給付の見直し（資産等の勘案）

1）施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し、負担を軽減。

2）福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

3）見直し案

①預貯金等

預貯金等については、本人と配偶者の貯蓄等の合計額が一定額を上回る場合には、補足給付の対象外とする。具体的な実施方法については、本人の自己申告を基本としつつ、補足給付の申請に際し金融機関への照会について同意を得ておき、必

要に応じて介護保険法の規定を活用して金融機関への照会を行うとともに、不正受給の際の加算金の規定を設けるなどして適切な申告を促す。

預貯金等の基準としては、単身で 1000 万円超、夫婦世帯で 2000 万円超という基準は妥当。

②配偶者の所得

世帯分離をしても配偶者の所得を勘案する仕組みとし、配偶者が住民税課税者である場合は、補足給付の対象外。

③非課税年金収入

補足給付の段階の判定に当たって、遺族年金や障害年金といった非課税年金も収入として勘案する。

(7) 質疑応答

Q：報酬はどうなるのか。

A：基本的に今と同じ単価。ボランティアが参加すると少し安くなるが、市町村でしっかり考えていただきたい。

Q：システムの変更に費用がかかる。負担は 2 分の 1 であるが 27 年以降はどうなるのか。

A：27 年度以降は地域で考えていただきたい。現在 45 の自治体が全国でモデル的におこなっている。そういうところは 27 年度から移行しやすい。

Q：どうしてもボランティアに頼ってしまわなければならないが、本当にボランティアが集まるのか？強制的になるのか。

A：国としてもボランティアの発掘など支援をしていく。何もかも市町に要請するわけではない。

Q：有償ボランティアの仕組みを作るのか。

A：住民協議会の取り組みの中でやっていただければと思う。今着手することが大切。

Q：自宅をサロン化するのに支援はあるのか。

A：市町で判断していただければと思う。

Q：サロンでの事故対応はどうなるのか。

A：そこが責任を持たなければならない。

Q：介護の認定基準の見直しは。

A：要介護１と２があまり変わらない。平成２７年度に見直すと混乱が起こるため、平成３０年度くらいに見直したい。

（８）所感

『「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の趣旨は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の措置を講ずること。』としている。

この法律案には、介護分野では、要支援者向けサービスの訪問介護と通所介護を市町村事業に移行、特別養護老人ホームの入所者を制限、利用者負担引き上げといった給付制限や負担増の計画が盛り込まれている。

医療分野では各病院の病床機能を４区分に振り分け、大規模な病床の再編・淘汰を加速させかねない病床機能報告制度などが取り上げられている。更に同法案では医療事故調査の第三者機関設置や看護師の業務拡大などもセットで審議が行われる。

本来ならば、国民生活や医療現場に重大な影響を与える案件は、個別の法律案として十分な時間を確保した上で審議をすすめるべきであると感じており、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」として一括提出されたことは理解しがたいところもあるが、超高齢化社会に突入している日本の状況から考えると受けざるを得ない。

今後、病床機能報告制度など医療法関係は本年１０月以降、介護保険法関係は平成２７年４月以降施行と順次施行予定であることから、入院医療、介護施設はもとより、地方自治体にとっても大きな影響は免れない。松阪市としても十分な体制整備を行い対応していかなければならない。



厚生労働省社会・援護局
地域福祉課
課長補佐 八木澤 智之

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話(03)5253-1111 内線 2856
直通(03)3595-2615
FAX(03)3592-1459
Email:yagisawa-tomoyuki@mhlw.go.jp



2. 民生委員・児童委員について（雇用均等・児童家庭局育成環境課）

（1）民生委員・児童委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

民生委員・児童委員は平成 25 年 12 月 1 日現在、定数約 23 万 6,271 人に対し、22 万 9,488 人で充足率 97.1%。報酬は無報酬であるが、活動費として、1 人当り年間 58,200 円を地方交付税措置している。

（2）性別・仕事・居住年数

性別は男性 39.8%、女性 60.2%である。

年齢階層別では「60 歳代」が最も多く 60.7%、次いで「70 歳代」21.9.0%、「50 歳代」15.1%。40 歳代以下が 2.32%を占める。

（3）民生委員の経験期間及び担当世帯

民生児童委員活動の現在までの在任期間は「1 期未満」が最も多く 36.1%、「2 期未満」25.8%、「3 期未満」16.0%で、3 期までで 77.9%を占める。

担当世帯数は都市部で「220 ～ 440 世帯」、町村部で「70 ～ 200 世帯」で総活動件数は 3,385 万件となっている。

（4）今後の期待や課題

- 1) 現状では、民生委員・児童委員と関係機関で連携が図れているため、この現状をどのように維持するかが課題である。高齢者が増える中で、一人当たりの担当世帯の増加にどのように対応するか。民生委員・児童委員をサポートするような仕組みが必要である。
- 2) 民生委員・児童委員から相談を受ける「まちの保健室」担当者について、さらなる資質の維持向上を図っていく取り組みが必要である。
- 3) 民生委員・児童委員の役割や、守秘義務を守りながら相談に乗ってもらえる点などを地域住民に広報していくことが必要である。
- 4) 児童分野では、特に主任児童委員などで、虐待や養育不安のある家庭への支援技術に対する不安があり、負担感につながっているケースがある。また、機密性の高い情報を持ちすぎることや、精神的な使命感からくる負担感もある。

5) 地縁型組織である「地域づくり組織」の維持や基盤強化に向けて、法人格の取得やコミュニティ・ビジネスへの事業拡大などのさらなる展開も考えられるが、業務の複雑化や構成員の増加による摩擦なども考慮しながら、検討を進めていくことが必要である。

(5) 所感

民生委員の人材不足の中、高齢化は進む一方で、民生委員の高齢者への支援は急増している。このようなことから、民生委員の負担は増加し、これまで以上に長続きしないのが現状である。

今後は、この打開策として見守りネットワークの構成員として、民生・児童委員と市内全域に設立された住民協議会が連携を図って如何に推し進められるかが大きな課題になると思われる。

しかし、住民協議会は行政の受け皿ではないという意識と、民生・児童委員のように、困っている人に対応するという対個人的な側面ではなく、地域全体を見るという側面がある。

また、民生・児童委員には、個人情報扱いや守秘義務の徹底は必須であることから、住民協議会と連携する場合は一つの壁となる。

更にこの壁を乗り越えたとしても、住民協議会に見守り対象者の名簿を提供されることで負担が大きくなるといった不安感が残るため、近隣住民を始め、行政や社会福祉法人など、多種多様な主体の参加により、重層的に支えていくという仕組みづくりが必要となる。

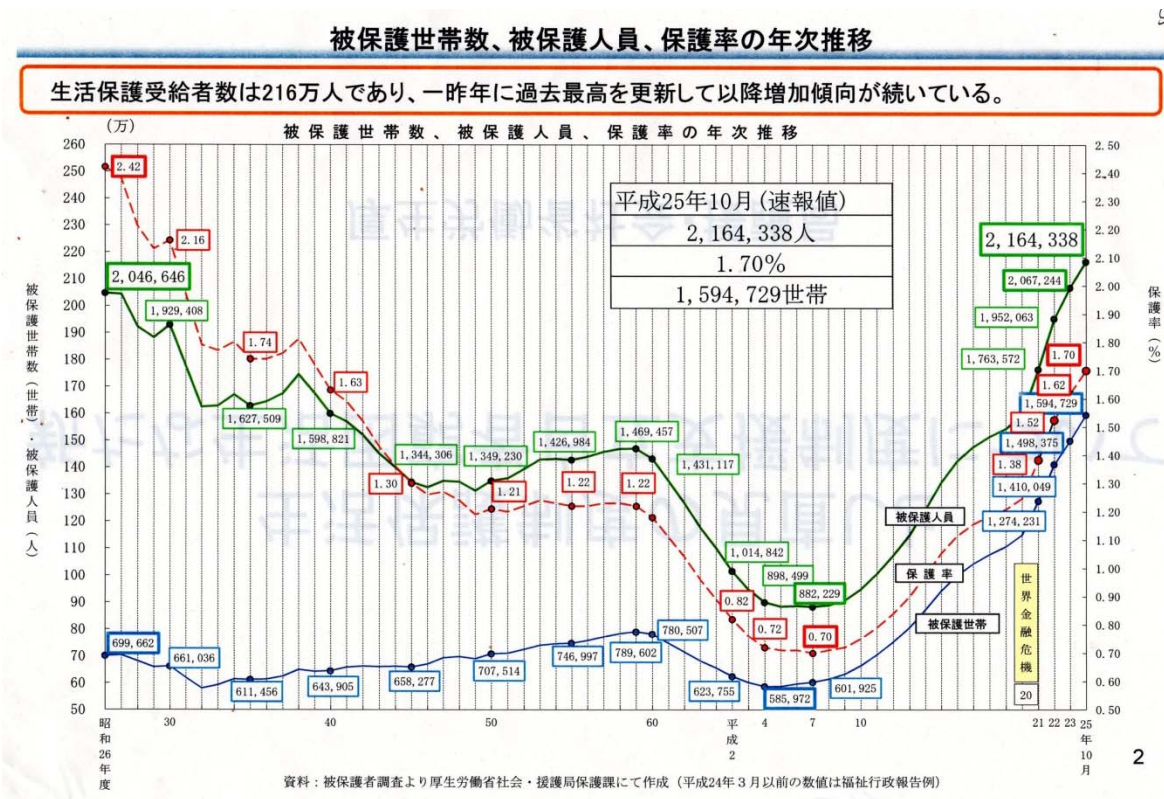
また、行政指導のもとサロン活動の充実など、住民との協働を基本に、住民の視点を大切にして事業を進めていくことが重要であると考ええる。



3. 生活保護制度の見直しと

新たな生活困窮者自立支援制度について（生活困窮者自立支援室）

（1）被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



我が国の生活保護受給者数・世帯数はともに、平成7年以降一貫して増加傾向にある。平成20年秋に生じたリーマンショックを発端とする世界金融危機から回復の兆しが見えないまま平成23年2月、生活保護受給者数は、戦後混乱期以来、約60年ぶりに200万人を突破した。

さらに東日本大震災による経済、雇用情勢の悪化に伴い、平成25年10月の生活保護受給者数は216万4,338人、世帯数は159万4,729と過去最高を更新している。

（2）世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

生活保護受給世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」が45.3%、「傷病・障害者世帯」が29.4%、「母子世帯」が7.1%、「その他世帯」が18.2%となっている。「高齢者世帯」及び「疾病・障害者世帯」は全体の7割以上を占めることから、一般世帯に比べ、医療ニーズが高い世帯であるといえる。

平成25年10月の調査では、平成15年度と比較すると「その他世帯」の構成比が3倍強と急増しているが、全体として「高齢者世帯」「傷病・障害者世帯」が主流である

という大まかな傾向は一貫して変わらない。

(3) 年齢階層別被保護人員の年次推移

全年齢階層において増加傾向にあるが、最も多数を占める「60～69 歳」「70 歳以上」の高齢者の伸びが顕著となっている。

(4) 生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

生活保護費負担金実績額は平成 21 年度には 3 兆円を突破し、平成 24 年度の実績額は 3 兆 6,930 億円であり、さらに急伸する勢いにある。そして、全体の 46.9%を医療費扶助が占め、生活扶助費 34.5%、住宅扶助費 15.4%と続いている。

(5) 生活保護の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像制度見直しの背景

生活保護制度が大きく見直されるのは 1950 年に制度が始まって以来、初めてのことである。その背景には、高齢化や雇用情勢の悪化によって、生活に困窮する人が急増していることが挙げられる。

生活保護を受ける人は増え続け全国で 215 万人余りと、国民の 60 人に 1 人の割合に上っている。それに加え、生活保護を受けずに、ギリギリで生活している、生活保護予備軍ともいうべき人も数多くいる。また、年収 200 万円以下で暮らす人が、400 万人以上にのぼるという指摘もある。このようなことから、生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

(6) 生活保護法の一部を改正する法律について

1) 主な改正内容

① 就労による自立の促進

・就労自立給付金の創設

生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するために、保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

・支給要件

保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する就労自立給付金制度を創設。支給額は単身世帯で 10 万円、多人数世帯で 15 万円を上限年とし、保護脱却時に一括支給を行う。尚、再受給までの期間は原則 3 年間とし平成 26 年 7 月 1 日を施行期日とする。

※ 支給額は、保護脱却前最大 6 ヶ月分の収入認定額の一定額（最大 30%）

毎月積立可能な額は、一般の貯蓄率を考慮して収入認定額の最大 30%以内とし早期脱却を促す。

② 健康・生活面等に着眼した支援

・受給者の責務

受給者の自立に向けて、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。

・受給者の健康管理を支援する取組

平成 25 年度から、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化するとともに、福祉事務所の調査権限を強化して健康診査結果等を入手可能にし、それに基づいて、健康面の支援をより効果的に行えるようにする。

③ 不正・不適正受給対策の強化等

・福祉事務所の調査権限の拡大

現在、生活保護受給者等の「資産及び収入の状況」に限定されているが、生活保護受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加。

福祉事務所の調査の対象者についても、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加。

生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、受給者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠がないため、福祉事務所は、必要に応じて、受給者や扶養義務者等に対し、保護の決定及び実施等に必要な説明を求めることができる旨の権限を設けるとともに、説明を求められた場合には、その者は、必要な説明を行う。

・不正受給に対する罰則の引上げ

保護費の不正受給に対する罰則については、「3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」である一方、生活保護法と同様に憲法第 25 条の理念に基づいている国民年金法においては、「3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」となっている。こうした規定も参考に、罰則を「3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」に引き上げる

・不正受給に係る返還金への加算

不正受給が発覚した場合、その金額の全部又は一部を返還すればよいこととされているため、告訴等に至らない限り、不正受給に対するペナルティが実質的

に存在しないとの指摘がある。このため、不正受給した場合には、その金額に加え、100 分の 40 を乗じた金額を上乗せすることを可能とする。

- ・不正受給に係る返還金の保護費との相殺

確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護費と調整することを可能とする。

④ 医療扶助の適正化（指定医療機関制度の見直し等）

- ・＜改正①＞指定医療機関の指定要件等の見直し

指定医療機関の指定要件及び指定取消事由については法律上明確な規定がない。このため、健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を法律上明確化する。また、現在は無期限となっている指定医療機関の指定の有効期間についても、6 年間の有効期限を設けている健康保険法の例を参考に、有効期限を導入する。

現在は指定医療機関の指定が取り消された場合であっても、同様の療養の給付を行う保険医療機関の指定の取消事由にはならず、指定医療機関への指導監査には実効性が低いという指摘もある。このため、指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、残る一方の指定の取消処分に影響させることについて、法的、制度的な課題等の検討を行う。

- ・指定医療機関への指導・調査、検査の強化

過去の不正事案に対しても厳正に対応する必要があるため、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても、報告徴収や検査等の対象とする。

- ・＜改正②＞ 指定医療機関への指導体制の強化

これまで、国立病院以外の指定医療機関については、都道府県知事による指導監督を行うものとしてきたが、国による直接指導も合わせて実施できるようにするとともに、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討する。

- ・後発医薬品の新たな使用促進策

生活保護受給者に対して、後発医薬品は効能・安全性・供給体制等には万全を期しており、先発医薬品との差異はないことを説明した上で、先ずは一旦、1 回の処方期間を目安に、後発医薬品を服用してもらうよう促すこととし、一旦服用後に、本人の意向を再度確認し、更なる使用促進を図る取り組みを、平成 24 年度より行うこととした。

⑤ 医療扶助の適正化（後発医薬品の使用促進）

	平成22年	平成23年	平成24年
生活保護（金額シェア）	7.0%	7.5%	8.4%
社会保険（金額シェア）	7.9%	8.5%	9.8%

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進について法律上明確化する。

薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方箋を持参した受給者に対して、後発医薬品に説明した上で、原則として後発医薬品を調剤する。

（7）生活困窮者自立支援法

1）自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給

①自立相談支援事業

- ・生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握。
- ・ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定。
- ・自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整。

②住居確保給付金

・支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、「現在住居がない」又は「住居を失うおそれのある者」

・支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にを行っている場合は3か月延長可能）最長9か月まで

2）就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施

① 就労準備支援事業

- ・一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。
- ・6ヶ月～1年程度の有期の支援を想定。
- ・生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

②一時生活支援事業

- ・住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（3か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

③家計相談支援事業

- ・失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成
- ・生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度の利用支援、家計表の作成等）

④学習支援事業

- ・生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を実施。

3) 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- ・都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定。

4) 費用

①自立相談支援事業、住居確保給付金

- ・国庫負担 3/4

②就労準備支援事業、一時生活支援事業

- ・国庫補助 2/3

③家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

- ・国庫補助 1/2

(8) 新たな生活困窮者支援制度の主な対象者

①現在生活保護を受給していないが、自立が見込まれる者は、福祉事務所来訪者のうち、高齢者等も含め年間約 40 万人(平成 23 年度推計値))

②その他生活困窮者の増加等

- ・非正規雇用労働者 平成 12 年：26.0% →平成 24 年：35.2%
- ・年収 200 万円以下の給与所得者 平成 12 年：18.4% →平成 23 年：23.4%
- ・高校中退者：約 5.4 万人(平成 23 年度)、中高不登校：約 15.1 万人(平成 23 年度)
- ・ニート：約 60 万人(平成 23 年度)
- ・引きこもり：約 26 万世帯(平成 18 年度厚労科研調査の推計値)
- ・大卒者の貧困率が 7.7%であるのに対し、高卒者では 14.7%、高校中退者を含む中卒者では 28.2%となっている。

(9) 質疑応答

Q：申請時のチェックする体制は維持していくべきである。申請時に処理していくことは重要であると思うがどうか？

A：法律の条文が変わっても、運用は変わらない。保護かどうかわからない申請書を出された場合でも、そこで対処しなければならない。法改正によって厳格化したものではない。

Q：生活保護が受けやすい自治体と受けにくい自治体があるが、把握しているのか？

A：地域によって経済状況が違うことから定量的な分析はできない。運用が若干違うと思うが法律上は一律でなければならない。しかし、訴訟になって負けた時の自治体のダメージは大きい。

Q：セーフティネットについてどのように進められるのか？

A：総則の部分は変わっていない。何が最低限なのか？大臣の最良によって決められる数字。今回の改正は、身ぐるみはがされる前の段階から道筋を立てるためのセーフティネットである。

(10) 所感

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっている。

本市においても、生活困窮者自立促進支援に取り組んでいるが更に、自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進を行う必要がある。生活困窮者の中には、長期失業者であって、生活習慣等に問題があり、求職活動を行うことが困難な者や就労経験がなく、直ちに一般就労に就くことが難しい者もいる。これらの者が一般就労に就くためには、一般就労に向けた基礎能力の形成など、当該生活困窮者の状態に応じた対応が必要である。三重県内では既に名張市、伊賀市が生活困窮者自立促進支援モデル事業に取り組んでいるが、県内ワーストである松阪市も進んでモデル事業に参加すべきである。



Ⅱ． 国分株式会社表敬訪問 松阪市の現状と今後について意見交換

(1) 会社概要

国分株式会社は、東京都中央区に本社を置く。1712 年（正徳 2 年）の創業以来、300 年にわたり食の流通に携わってきた。酒類・食品の卸売会社、専門商社。K&K の登録商標で知られる。創業当時は醤油の製造・卸売業者であったが、明治以後は専門商社に専念した。現在、食品総合商社としては全国 1 位の売上高を誇る。

代 表 者： 代表取締役会長兼社長 国分 勘兵衛
資 本 金： 35 億円
本 社： 東京都中央区日本橋 1-1-1
事業内容： 酒類・食品・関連消費財にわたる卸売業及びそれらに関する資材の販売業、貿易業、パン粉の製造業、貸室業
売 上 高： 1,566,762 百万円（連結：2013 年 12 月期）
従業員数： 4,789 名（連結：2013 年 12 月 31 日時点）

(2) 意見交換会

副市長：松阪市と日本橋の関係を再構築していく中において次のステップが出来ていけば良いと思っている。松阪市の辻製油が GS を通して国分さんとなつたり販売させていただいたおかげで昨年対比売上が倍以上になった。次の展開ができればありがたい。今我々は外部シティープロジェクトを考えており、バイオマスの計画を来年度中くらいに計画作成して、松阪の資源を有効活用したいと思っている。現在、飯高の道の駅では、なぜ国分かという説明を付けて国分さんの缶詰を販売している。少しずつ繋がりができれば良いと思っている。今後、実際に商品の紹介をお願いするときはいろんなハードルがあると思うがどのようなルートであればよいのか。

国 分：会社からすれば、酒の部所と食品の部所がある。そこでカテゴリー別にマーチャンダイザーという担当者とあつて商談していただくことになるが、確実にお会いさせていただくようにする。

副市長：水は販売するのか。

国 分：話を聞いた上で判断する。一般には焼酎、清酒、地酒等 60 万のアイテムがある。

副市長：松阪牛のビーフジャーキーもあつたと思うが。

国 分：300 周年の記念の一つに作らせていただいた。あとは、アワビの缶詰なども作った。伊勢海老も試作品を作ったが採用しなかった。

議 員：松阪は一次産業が盛んであるが、松阪あさり等を 6 次産業化すればそれなりの方向性も出ると思う。松阪市としてもそういったビジネスができれば潤っていくと思う。

国 分：国分は流通業であることから、製造工場を作るということはやっていない。また、青果の方は始めて 3 年で全国展開できるところまではいっていないが徐々に広げていきたい。水でも特別付加価値をつける必要がある。松阪は松阪牛というイメージだが他に何かあるのか。

議 員：特選松阪牛は希少である。松阪牛を加工して、さらに付加価値をつけて売れるのか。

国 分：難しいと思う。私たちの知らない B 級グルメ的なものをやると面白い。

副市長：今年有害中の補助金を倍にしたら、鹿が 3 倍取れた。（鹿が 1000 頭、猪が 300 頭）

議 員：松阪肉のしぐれ煮は売れるが、味は変わらなくても鹿肉をしぐれ煮にしても売れない。鹿肉を商品にできれば面白いと思う。また、櫛田川の水も売りたい。

国 分：売れるのは櫛田川の水ではなく、伊勢神宮の水である。

議 員：それでは、伊勢に取られる。田舎には資本がないため事業ができない。何かご享受いただきたい。

副市長：地域資源を生かせるようなビジネスをしないと、枯渇してしまうという危機感を持っている。

国 分：資源があっても一時加工ができないと商品が割高となって、その結果、消費者とのミスマッチがおきてしまう。

議 員：伊勢芋はどうか。日持ちするから物流もうまくいく。伊勢芋は松阪のアイテムとして流通している。

議 員：伊勢芋は連作できないし、手を加える事に手間がかかるが、利益は米より少し利益が出るくらい。

国 分：本居宣長がドラマにならないか。

議 員：宣長は波乱万丈の人生を歩んでいないからドラマ化は難しい。

副市長：松阪は今、豪商のまちというイメージ作りを考えているが協力いただけないか。

国 分：商人というイメージが日本人には良くないのではないか。なにか泥臭いイメージがある。何とかそこをうまくやりたい。日本は製造には力を入れているが流通には力を入れている。流通業はあまり研究されていないが、そこをなんとか変えたい。

副市長：松阪は歴史文化があるまちである。何かあればお願いしたい。

議 員：議会は行政をバックアップしながら松阪市のグレードアップにつなげていきたい。先人のやってきたことをもう一度洗い直して松阪市のイメージアップにつながるよう一生懸命やっていく。今後は行政からもお願いに来ると思うのでお力添えをお願いしたい。

国 分：我々もできることとできないことがある、できることは協力していきたい。



Ⅲ．三井記念美術館表敬訪問

(1) 三井記念美術館

三井記念美術館は、多数の日本・東洋の優れた美術品を収蔵している三井文庫別館（東京都中野区）が、三井家及び三井グループに縁の深い日本橋に移転して、平成 17 年 10 月に開設された新しい美術館である。収蔵されている美術品は、江戸時代以来 300 年におよぶ三井家の歴史のなかで収集され、今日まで伝えられた日本でも有数の貴重な文化遺産である。

旧財閥三井家が所蔵する、膨大な社会経済史料の保存のため、1965 年（昭和 40 年）、三井グループ各社の資金提供によって財団法人三井文庫が設立された。その後 1985 年（昭和 60 年）に至り、三井家に伝来する貴重な文化財を散逸させず、保存公開するための施設として「三井文庫別館」が開設された。

三井家は、本家にあたる総領家を含め 11 家に分かれているが、三井記念美術館には、おもに北家（総領家）、新町家、室町家伝来の文化財が収蔵されている。

北家（総領家）伝来品は、三井文庫別館開設時に 11 代当主・旧男爵の三井八郎右衛門（三井高公、1895－1992）から寄贈されたものである。円山応挙が三井家のために描いた『雪松図』、国宝 2 件を含む刀剣類、藤原定家の日記の一部である「熊野御幸記」、金剛右京家伝来の能面類などが著名である。

新町家伝来品は、同家 10 代当主・旧男爵の三井高遂（みついたかなる、1896－1986）から寄贈されたもので、火葬墓から出土した墓誌としては日本最古の年紀をもつ「船氏王後墓誌」（ふなしおうごぼし）が著名である。

他に、南家当主・三井高陽（みついたかはる、1900－1983）の収集にかかる、世界有数の郵趣コレクションも収蔵されている。

運営は、公益財団法人三井文庫。

(2) 三井家同族会との意見交換会

議 員：我々は、三井家の発祥の地は松阪市であるということは認識している。そんな中で松阪市としてこれから出来ることは何か。まちづくりをもう一度考え直そうという思いで三井家を訪ねてみようということで一致した。

あとは副市長の方で政策的なことはやっていただけたらと思うが、我々としても松阪市をバックアップしていきたい。

三井家：三井家は日本の事業を支えてきた存在である。事業については財閥解体によって一切手放し、事業との繋がりは一切ない。承継できているのは松阪の発祥の地と墓地くらいであるが、我々一族だけでは維持が難しく関係会社さんのお力をいただいている。

今日は、松阪市からこういったプランをご提案していただきありがたいと思っている、できるだけ協力して私どもの目指している、三井というブランドの維持、蓄積してきたいろんな承継、そんなものを合わせて勤めていければ大変ありがたい。三井グループの関係会社との連携であるとか三井文庫さん、記念美術館さんと一緒になってやらしていただきたいと考えている。このプロジェクトを松阪の中心におかれまして立ち上げて頂けるようお願いしたい。

議 員：松阪の街並みができたこと昔のことを基軸にしながら松阪のことを考えていくべきだと思っている。

三井文庫：国際的にも江戸時代の再評価が進んでいる。江戸が当時世界一の大都市、流通の面で非常に進んでいる、両替から貨幣から、いわゆる取引市場が進んでおり、特に米の堂島の取引市場は世界一ということをアメリカの学者が発表している。現金安売り掛け値無しは世界で初めてスタートしていることも国際的に知られている。こうしたことから、イギリスの学者もフランスの学者も何度もここへ来た。そういう時に発祥の地の松阪が現在のような状態であるとちょっと残念なところがあると思っていたが、皆様方のご認識によって松阪の日本における地位、世界における役割までも広く認識される時代が来た。そういうことで大変ありがたく存じている。
私たちはどんなことでも協力するつもりでいる。

副市長：大事なことは建物ではなくソフトだと思っている。是非とも皆様方の教え、お力をお借りしながらやってまいりたいのでご協力願いたい。

議 員：我々は、議会人としてなんとか松阪市を盛り上げたいと思っている。三井高利展から始まって、小林副市長との接点があっていいきっかけ作りができたと思っている。

三重県では昨年遷宮があり、1000 万人以上の人伊勢神宮を訪れたが、松阪市は通過点になってはいけないということで、なんとしてでも松阪の中心を盛り上げたいという一心で議会は思っている。執行部にはいろんな意見があるが、議会の私たちとしては三井家を中心であろう、松阪市の中心をそこに置かないと始まらないという認識である。今度豪商のまちということで松阪市を売り出そうとしているが、豪商が生まれたまちで終わってしまったら発展がない。いま日本経済を支えている三井グループさんが、この地にあって今も、日本の経済を引っ張っていただいている、ここ松阪が原点ですよということが一番大事なことと思っている。

26 年度と 27 年度で観光拠点的な構想を組もうという段階で、なんとか三井家を中心において、前向きにもう一度松阪の再生をしたい。いろいろなご協力を賜りたくお願いしたい。

三井家：こういうものというのは、電話やメールや手紙でやるものではなく、直接フェイス&フェイスでお話することでいろんなことが湧いてくる。これからもこういう形で交流をしていく中で何かが進んでいくと思っている。

副市長：これからも懇談する機会を作りたいので是非とも 3 月にお越しいただきたい。

一般社団法人
三井家同族会

常務理事
三井 照 夫

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2-1-1 三井本館504号
Tel.03-3241-1594 Fax.03-3271-3405
E-mail:m-dozokukai@pop21.odn.ne.jp

一般社団法人
三井家同族会

常務理事
三井 高 尚

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2-1-1 三井本館504号
Tel.03-3241-1594 Fax.03-3271-3405
E-mail:m-dozokukai@pop21.odn.ne.jp

公益財団法人 三井文庫 常務理事・文庫長

経済学博士 由井 常 彦

〒104-0002 東京都中央区上野田五丁目十六番一
三井記念美術館 FAX 〇〇三(二三八七)九四三(代表)
電話 〇三(五二五五)五八六一



Ⅳ．香取市視察　　歴史的町並みを活用したまちづくりについて

(1) 香取市の概要

平成 18 年 3 月 27 日、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の 1 市 3 町が合併して、香取市が誕生した。

千葉県の北東部に位置し、北部は茨城県と接し、東京から 70km 圏にあり、世界への玄関、成田空港から 15km 圏に位置している。

北部には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は山林と畑を中心とした平坦地で北総台地の一角を占めている。

佐原は、江戸時代に利根川水運の要衝として飛躍的な発展を遂げたまちであり、中央を流れる小野川やこれと交差する香取街道沿いに、往時の繁栄を物語る商家群が残っている。そのため佐原は、日本有数の歴史的な町並みとして注目されており、昭和 49 年、昭和 57 年に「町並み保存型まちづくり」に向けた提言がされたが、行政、住民が「再開発型まちづくり」を志向していたため再開発の目途が立たないまま、商圈は縮小、経済活力は低下していった。当時は、「細い道路の古い町並み」、「汚かった小野川」、「平成 16 年に国指定重要無形民俗文化財に指定された山車行事」が 3 悪と呼ばれ負の遺産であった。

(2) 官民一体となった修景の取り組みにより、歴史的町並みがよみがえった

昭和 63 年のふるさと創生資金の使い道として伊能忠敬と古い町並みが脚光を浴び、その後、平成 3 年に「現 N P O の小野川と佐原の町並みを考える会」が発足するなどして、官民協働によるまちづくりの取り組みがスタートした。

そして、佐原市佐原地区町並み形成基本計画の策定や佐原市歴史的景観条例の制定を行い「町並み保存型まちづくり」が推進され、平成 8 年に「伝統的建造物群保存地区」、その外側に「景観形成地区」を指定し、関東地方で初めて「重要伝統的建造物群保存地区」に指定された。

その後、平成 10 年に「伊能忠敬記念館」の開館、平成 13 年「佐原市中心市街地活性化基本計画」を策定するなど、住民団体との強固な協働体制が確立してきた。建造物の保存修理には、文化庁、国土交通省の補助制度を活用し、町並み保存が主体で行われている。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により甚大な被害を受けたが、現在は復興も進み、小野川では観光船運が再開するまでになっている。

(3) 香取ファンクラブ設立

- 1) 幅広い広報活動を行い、新たな新規ファンを開拓し、香取市の観光資源の認知、来訪の動機づけや可能性を増やしている。

- 2) 会員に対して、メール等により、定期的に最新の旬で魅力的な情報提供を行い、来訪の動機づけやリピーターの確保につなげている。
- 3) アンケート等を実施し、外部視点でのイベント・対応等の評価を回答してもらうなどして、顧客満足度・マーケティングデータの把握分析を行い、観光施策の反映に努めている。
- 4) 新たなファンを呼ぶ仕組みづくりとして、交流イベントの実施、SNSツールの活用などを行っている。

(4) 質疑応答

Q：佐原市には、国指定重要無形民俗文化財「佐原の山車行事」、国宝「伊能忠敬関係資料」、国選定「重要伝統的建造物群保存地区」の国の三つの宝があるが、主とした観光資源は何か。強弱は付けているのか？

A：強弱は付けていない。すべての事業に満遍なく補助金を出している。

Q：観光客を回遊させる拠点はどこか？

A：佐原町並み交流館を拠点としている。

Q：香取ファンクラブの会員獲得方法は？

A：千葉日報、毎日新聞、朝日新聞等、市外の人に入っていただくために、メディアに向け情報発信した。現在 150 人くらいの入会がある。

Q：香取ファンクラブの入会金は？更新は？伝達方法は？

A：入会金は無料、更新はない、伝達方法はメールマガジン。

Q：第三セクターとして、まちおこし会社「㈱ぶれきめら（舟運事業、駐車場、レストラン経営ほか）」と「㈱ゼットやっぺい社（商店街活性化、コミュニティビジネスほか）」があるが、収支はどうか？

A：震災の時は苦しかったが、今年度は好決算で黒字は確保している。コミュニティビジネスはトントンである。

Q：江戸優りとは、江戸より優っているという意味か？

A：フレーズとして江戸より優れているという誇りを持ってやっている。

Q：川下り（観光客を乗せた船）を働きかけたのは市民か？

A：市民の発想であった。

Q：町並み保存は行政側からどのような働きかけを行って、地元の理解を得たのか？

A：民間から行政に働きかけがあったのが発端。地元の意向として要望があって行政が動いた。

Q：歴史的町並みを保存するための、補助金の基準はどう設定したのか？

A：他市の事例を参考にしたり、国の補助金に則って設定した。

(5) 所感

佐原市では、国、県の補助制度を研究・活用し、まちづくりを進めている。個人の財産に対しては、保存建物が公共空間に面しているという理由から、制度により公共空間に対する規制をかけたり、税を投入する等して経済効果を狙っている。

反省点等があるものの、長年にわたって町並みを整備し、ボランティアによる観光客への対応、大学と協働したまちづくりなど、まちの価値を上げるという観点は素晴らしい。

また、地震により大きな被害を被ったが、震災を期に景観を損なう建物の撤去に取り組むなど新たな飛躍を目指すという姿勢も参考にしたい。

本市においても、歴史的価値では全国でも有数と思われるが、これまで思い切った施策がとられてこなかった。香取市を参考にした文化財保護やまちづくり、特に松坂城址や歴史的建造物の御城番屋敷、本居宣長旧宅や記念館、三井家発祥の地など松阪市が排出した歴史的人物に関連する史跡地が現存するゾーンの町並みづくりや小商いのできる町並みづくりが必須と思われる。そのためには、市民、周辺部を含め誇りの持てる町並みの保存への意識高揚を図ることが重要である。併せて、文化財や史跡などの保存建物の耐震化についても、今後の課題とする必要がある。

さらに、本市の観光資源を全国に発信する力は弱いことから観光客誘致にも企業誘致同様費用を投じるとともに、民間企業との協働を図り、松阪市の活性化に取り組む施策が必須であると考ええる。

説明職員：香取市経済環境部商工観光課 賑わい推進班 主任主事 間宮高広氏



V. 印刷物博物館

(1) 印刷の歴史

印刷としての起源は中国と言われている。隋末期から唐初期の7世紀頃と推測。

印刷された時代がはっきりしている世界最古の現存印刷物は、わが国の『百万塔陀羅尼經』（無垢淨光陀羅尼經）で770年の印刷とある。ただし、韓国の慶州仏国寺の石塔（釈迦塔）から発見された『無垢淨光大陀羅尼經』は751年以前に印刷されたものとされ、現在ではこの印刷物が一番古いものとされている。

活字の発明も中国が発祥の地。11世紀半ば宋時代の畢昇が粘土を焼いて活字をつくる。また13世紀末から14世紀初頭にかけて王禎が木活字を発明し印刷する。

さらに高麗（朝鮮）では、1230年代にすでに銅活字を用いて印刷した記録もある。

日本における印刷の歴史では、製紙術は610年に高句麗の僧曇徴によって日本にもたらされたというのが一般的な説。印刷術も朝鮮半島を経て唐代に日本に入ってきたのではないと思われる。

770年にわが国で『百万塔陀羅尼經』（無垢淨光陀羅尼經）が印刷される。

1088年（平安時代）『成唯識論』などが印刷され、その後「春日版」（平安後期奈良興福寺で開版、春日神社に奉納されたためこの名が付く）、「高野版」（鎌倉時代紀伊高野山で開版密教に関する書物）、「五山版」（鎌倉時代京都臨濟宗の五大寺を中心に印刷仏書以外に中国宋代の本などが開版）など仏教寺を中心とした印刷がおこなわれる。

京都応仁の乱（1467～77年）で中央文化の地方分散が起こり、印刷が広がる。

1582年天正遣欧少年使節団出発（大友宗麟、大村純忠、有馬鎮貴大名の名代で伊東マシヨ、千々岩ミゲル、原マルチノ、中浦ジュリアン使節）

1590年長崎に到着。1591年に加津佐で国内活版印刷第一号『サントスのご作業のうち抜き書』『どちらなさきりしたん』を印刷。

1614年キリシタン大禁令、活字印刷機国外追放。

1592年文禄の役で豊臣秀吉が李朝活字を日本に伝える。93年に後陽成天皇に献上。この頃徳川家康は、治世に文教の必要性を認識し、伏見円光寺に学校を設け、木活字を作らせ80冊ほどの書籍を印刷する。（1599～1607年）いわゆる伏見版である。

家康は1605年（慶長10年）駿府に隠居。ここで金地院崇伝、林道春に『大蔵一覽集』の印刷を命じ、1615年にわが国初の銅活字による印刷物が完成。

同年家康は『群書治要』の印刷を命じる。新鑄を加えた11万3182本を使って印刷し、翌16年6月に完成。この2種の印刷物が「駿河版」と呼ばれる。

この後活版印刷は衰退し、代わって木版印刷の時代となる。元禄時代は井原西鶴の「好色本」がブームとなり、18世紀末期から19世紀初頭の文化・文政時代には町人文化が開花。「洒落本」「人情本」「滑稽本」「読本」などが刊行される。

18世紀中に鈴木春信が行った多色刷り版画は「錦絵」として寛政期（18世紀末）に

頂点に達する。

1849 年オランダからスタンホープ印刷機と欧文活字一式が将軍家喜に寄贈。

長崎のオランダ語通詞本木昌造は明治 2 年アメリカ人宣教師ウィリアム・ガンプルより電胎法活字鑄造技術を身につけ、翌年長崎で新町活版所を開設する。本格的な活版印刷所のはじまりである。（後の築地活版所となる明治 7 年には秀英舎設立）

1873～4 年（明治 6～7 年）には石版印刷が始まる。大正 3 年（1914 年）にはオフセット印刷が導入される。

グラビア印刷は 1922 年頃から本格的に始まる。

戦後はアメリカの大量生産技術を導入し、印刷も大型化、高速化、大量生産に加え品質の向上も発達し、大きく成長する。

（２）VR シアター

半径 8 メートル、水平方向の視野角が 120 度、高さが 4 メートルもあるカーブ型スクリーンが印象的なシアター。仮想空間の中で印刷に関するコンテンツや企画展と連動したプログラムが特徴。展示室とは違ったかたちで印刷が感じられる施設である。

巨大なスクリーンとコンピュータを要する VR シアター。そのコンテンツ作りの柱となるのが VR（バーチャルリアリティ）と呼ばれるデジタル技術である。VR とは仮想現実、仮想空間を意味し観客の目の前に意図的に空間を再現、臨場感あふれる体験が実現できる。

「TNM & TOPPAN ミュージアムシアター」は、バーチャルリアリティ（VR）による文化財の新しい鑑賞方法を体験できる施設である。「バーチャルリアリティで時空を超える」をコンセプトに、東京国立博物館の収蔵品を中心とする文化財デジタルアーカイブを VR 技術で可視化。コンピュータが生成する三次元空間の中を専属のナビゲータがライブ上演で案内しながら、あたかもその場にいるかのような感覚で文化財を鑑賞できる。文化財の往事の姿の再現や肉眼では鑑賞することが難しい細かなディテールを拡大するなど、デジタルならではの文化財の新たな楽しみ方、出会いを提供する空間である。

（３）質疑応答

Q：1 本の VR 画像を作るのに要した時間と費用は。

A：作成期間は約 1 年間で、費用は 3000 万円～5000 万円

Q：凸版印刷はどういう業界の仕事を請け負うのか。

A：印刷業界が主体。新聞社もデータを送って、印刷は印刷会社が行っている。

（４）所感

松阪市が、現在計画している観光拠点にバーチャル（VR）シアターの設置を検討していることから、この度凸版印刷を視察した。

凸版印刷というと「印刷」のイメージが強いが、今や情報化社会の中で様々な技術を駆使した製品やサービスを提供している。特にバーチャルリアリティの技術や、電子ペーパーを利用した情報コミュニケーションサービスなど優れた技術を有している。

さらに、日本酒の流通コストを劇的に削減させた酒の紙パック印刷の開発も凸版印刷が主導したと言われている。

また、印刷博物館では、印刷の歴史が一般公開されており、中でも板橋区の印刷工場で見つかった徳川家康が作った銅の活字組版（国の文化財）は興味深く拝見させていただいた。

今回の視察目的であった、バーチャル（VR）シアターを用いたナビゲータガイドによる上演は、映像に合わせてナビゲーターが自由に視点移動を行ったり、作品解説を施しながら映像体験できる素晴らしい施設には感動した。

しかし、施設建設費とは別に1本のVR作成費用が3000万円～5000万円とお伺いし、費用対効果から考えると松阪市が導入するには時期尚早と言わざるを得ない。



ミュージアムシアターHP より

